

父・母の状況				点数	父	母	必要書類
番号	状況		細目				
1	労働	外勤	終業時間が18:00～	11			就労証明書(★)
2			終業時間が17:30～17:59	10			
3			終業時間が17:00～17:29	9			
4			終業時間が16:30～16:59	8			
5			終業時間が16:00～16:29	7			
6			終業時間が15:30～15:59	6			
7			終業時間が15:00～15:29	5			
8			勤務時間に15時～19時が含まれない場合	3			
9		自営業(個人事業主)	終業時間が18:00～	11			就労証明書(★)+自営業用就労状況申告書(★)+事業を営んでいることが分かる書類(営業許可証、開業届、商業登記簿謄本、委託契約書、確定申告書の写し等)
10			終業時間が17:30～17:59	10			
11			終業時間が17:00～17:29	9			
12			終業時間が16:30～16:59	8			
13			終業時間が16:00～16:29	7			
14			終業時間が15:30～15:59	6			
15			終業時間が15:00～15:29	5			
16			勤務時間に15時～19時が含まれない場合	3			
17	就学	就学・職業訓練	教育施設への在学・職業訓練	1～8を準用			在学証明書(★)
18	求職	求職中	現在労働をしておらず、求職中	0			誓約書(★)
19	父・母不在	父・母不在	死亡・離婚・離婚調停中(同居している場合を除く)・行方不明等	11			児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療費受給者証の写し、戸籍謄本、調停期日通知書の写し、事件係属証明書等
20	出産	出産関係	出産(予定)日前3か月、出産後2か月	11			母子手帳(表紙、出産予定日の分かるページ)の写し
21	疾病・障害	疾病	児童の保育が完全に不可能な場合	11			診断書(★)
22			児童の保育が困難な場合	8			
23			児童の保育が部分的に困難な場合	5			
24		障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳㊤・A、精神障害者保健福祉手帳1級	11			障害状況等申告書(★)+障害者手帳の写し
25			身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級	8			
26			身体障害者手帳4級以下、療育手帳C、精神障害者保健福祉手帳3級	5			
27	介護・看護	介護・看護	介護が常態(重度身障者、要介護5、4程度)	11			介護・看護状況申告書(★)+介護が必要な方(同居親族)の障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写し、診断書等のいずれか
28			週4日以上介護・通院の付添等(要介護3程度)	6			
29			週3日程度の介護・通院の付添等(要介護2、1程度)	3			
30			週1日程度の介護・通院の付添等(要支援程度)	0			
31	災害	家庭の災害	火災、風水害等で家屋損傷その他災害復旧	11			罹災証明書等災害の状況が分かる書類

調整点数(父・母の状況)				点数	父	母	必要書類
番号	状況		細目				
32	労働状況	就労日数・勤務様態等	月11～15日休み(週4日勤務程度)	-1			
33			1日4時間未満の勤務、週3日以下の勤務又は勤務時間に15時～19時が含まれない場合(下線部については、長期休暇期間のみの入所申請については適用しない)	-2			
34		就労(就学)予定	就職先・就学先確定	-1			
35		単身赴任	単身赴任により長期不在(家庭状況調査票及び就労証明書に記載がある場合)	2			
36	疾病の状況	指定難病・特定疾患	指定難病・特定疾患	1			医療受給証の写し

※(★)がついている書類は、市の指定の様式があります。

1 父母それぞれの点数(最低点は0点)を合算して世帯の点数とする。

2 就労時間に通勤時間及び残業時間は含まない。

3 父・母の状況が上記の状況に合致しない場合、就労証明書等により、その実態に即して最も近いと判断できる状況に当てはめる。

4 就労時間等が複数パターンある場合は、それぞれの就労時間等における点数を勘案し、決定する。

調整点数(世帯)				点数	世帯	必要書類
番号	状況		細目			
37	世帯の状況	被保護世帯	生活保護受給世帯	8		受給証の写し
38		ひとり親世帯	父子・母子世帯(別居しており、離婚が成立している)	8		児童扶養手当証書又はひとり親家庭等医療費受給者証の写し、戸籍謄本等
39			離婚調停中(同居している場合を除く)	2		調停期日通知書の写し、事件係属証明書等
40		虐待・家庭内暴力等	虐待や家庭内暴力等のおそれがあると認められ、社会的養護が必要な場合	10		
41		同居祖父母(64歳以下、世帯分離している場合を含む)の保育状況	保育ができない事由を持たない64歳以下の同居祖父母がいる(求職中を含む)	-5		
42			同居祖父母が労働の場合で、勤務が週4日・4時間未満又は勤務時間に15時以降が含まれていない	-2		(外勤の場合)就労証明書(★) (自営業の場合)就労証明書(★)+自営業用就労状況申告書(★)+事業を営んでいることが分かる書類(営業許可証、開業届、商業登記簿謄本、委託契約書、確定申告書の写し等)
43	土曜勤務	土曜も勤務日	父・母ともに平日に加え、土曜日も勤務日であることが常態	1		
44	児童の状況等 (44～52のうち 点数の高い1項目のみ加算)	児童の学年	1年生	18		
45			2年生	15		
46			3年生	12		
47			4年生	6		
48			5年生	4		
49			6年生	2		
50		障害を有する児童 (児童本人が障害者手帳を持っている)	身体障害者手帳1・2級、療育手帳㊤・A、精神障害者保健福祉手帳1級	18		障害者手帳の写し
51			身体障害者手帳3級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2級	15		
52			身体障害者手帳4級以下、療育手帳C、精神障害者保健福祉手帳3級	12		
53	その他	保育料	同一世帯の児童クラブ保育料を計6か月以上滞納している場合	-30		
54			同一世帯の児童クラブ保育料を計3か月以上滞納している場合	-15		
55	世帯の 特殊事情	児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合		20		

- 1 調整点数(父・母の状況)の加減算は、父母それぞれの点数に対して行い、調整点数(世帯)は父母の合計点数に対して加減算を行う。
- 2 各項目は重複して加減算する。(項目に、加減算のしかたについて個別に記載のあるものを除く)
- 3 調整点数は、保護者からの申請に基づき必要な書類が提出された場合に適用する。
- 4 同居者については、住所が別であっても生計を共にしている場合は含む。また、世帯が別であっても同一住所地及び同一敷地内の別建物の場合は同居とみなす。
- 5 滞納は各月の申請締切日時点の、市への入金状況による。

同一点数世帯の優先順位

- 1 火災、風水害等による被災世帯で、災害復旧活動が必要な世帯
- 2 児童が低学年である世帯
- 3 父子・母子世帯
- 4 生活保護世帯
- 5 養育している小学校6年生以下の人数が多い世帯
- 6 同世帯に障害者がいる世帯(要手帳の写し)
- 7 基礎点数(父・母の状況)の点数が高い世帯
- 8 保育料の滞納がない世帯
- 9 保護者の勤務地等が遠い世帯